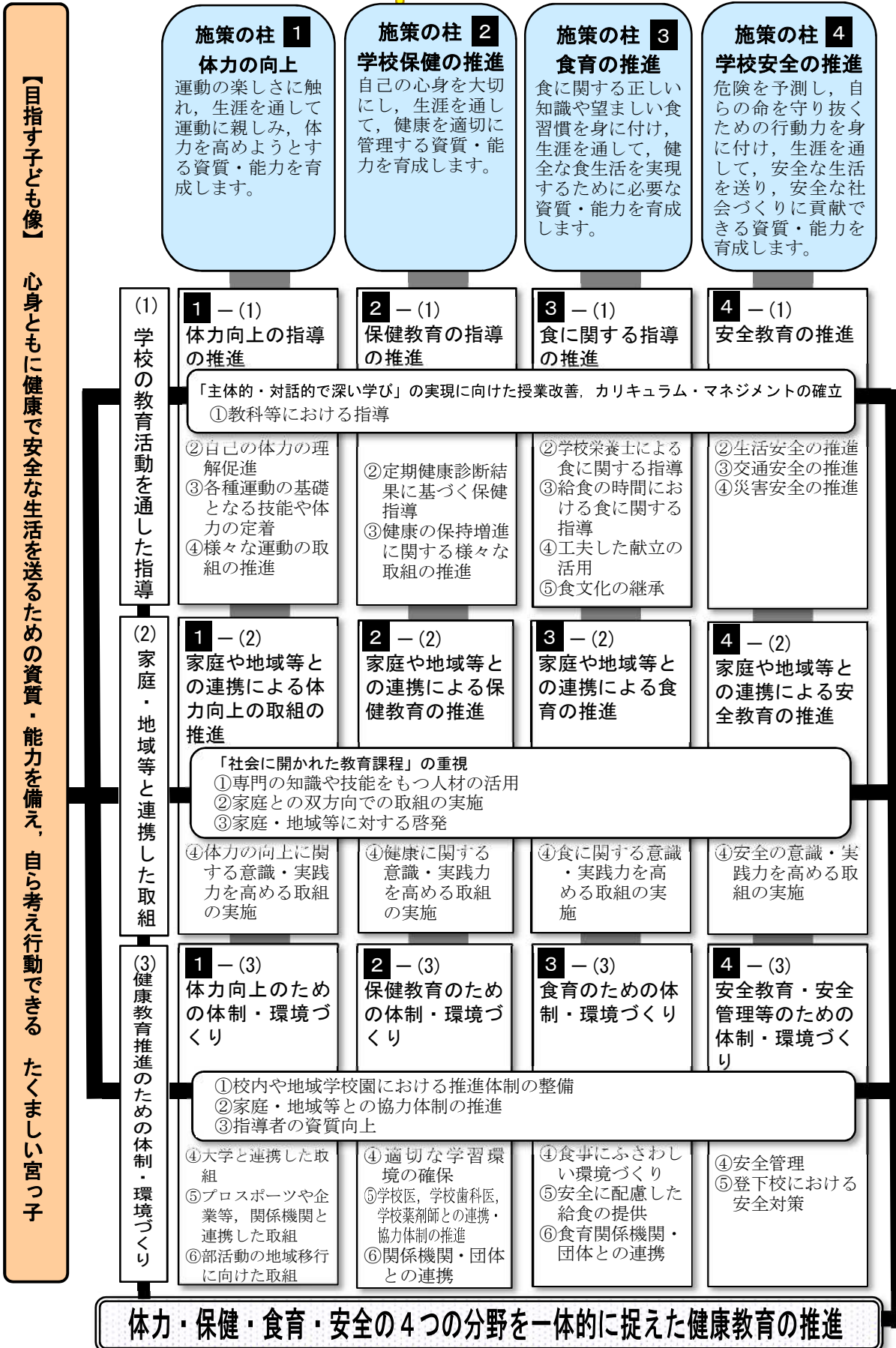


第4章 計画の展開

1 施策・事業の体系

計画の体系図



※ 施策の柱を貫く は、4つの分野を一体的に捉えることを意識しながら推進することで、バランスよく総合的な資質・能力の向上を図る16)のです。

施策の柱1 体力の向上

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

■新：新規事業 ■重：重点事業 ■拡：拡充事業

■G：GIGAスクール構想に資する事業

1 - (1) 体力向上の指導の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

①教科等における指導

- ◎体力の向上に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実 ■重
- ◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実
- ◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実 ■新 ■G

②自己の体力の理解促進

- ◎「元気っ子健康体力チェック」の実施と活用 ■重 ■拡

③各種運動の基礎となる技能や体力の定着

- ◎「うつのみや版ミニマム」達成に向けた取組 ■重

④様々な運動の取組の推進

- ◎オリンピック・パラリンピック教育等の推進
- 「うつのみや元気っ子チャレンジ」を通じた体力づくり ■拡
- ◎スケート教室の実施 ・適切な部活動の推進 ■新

1 - (2) 家庭や地域等との連携による体力向上の取組の推進

「社会に開かれた教育課程」の重視

①専門の知識や技能をもつ人材の活用

- 講演会や出前講座の開催
- ボランティアティーチャーを招いた授業の実施
- 部活動地域指導者等の活用による部活動指導の充実 ■拡

②家庭との双方向での取組の実施

- ◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知
- ◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導
- ◎個に応じた指導 ■拡
- ◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施 ■拡 ■G

③家庭・地域等に対する啓発

- デジタルを活用した取組 ■拡 ■G
- ◎たよりによる学校の取組の発信
- 健康教育に関する情報の展示

④体力の向上に関する意識・実践力を高める取組の実施

- 「日常生活の工夫による体力向上」事例集の活用

1 - (3) 体力向上のための体制・環境づくり

①校内や地域学校園における推進体制の整備

- ◎全校体制による推進
- ◎地域学校園内の各担当者の連携による推進

②家庭・地域等との協力体制の推進

- ◎各種委員会の活性化
- ◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施

③指導者の資質向上

- ◎研修会の開催・参加
- ◎指導内容の共有化による指導力の向上

④大学と連携した取組

- 「元気っ子健康体力チェック」の分析と指導への活用
- 学生ボランティア派遣に対する体制の構築

⑤プロスポーツや企業等、関係機関と連携した取組

- 体力向上サポーター派遣事業

⑥部活動の地域移行に向けた取組

- 部活動の地域連携に向けた取組 ■新
- 「生徒にとって望ましい地域クラブ活動環境」の整備 ■新
- 部活動の地域移行に向けた取組 ■新

施策の柱2 学校保健の推進

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

■：新規事業 ■：重点事業 ㊦：拡充事業

㊧：GIGAスクール構想に資する事業

2 - (1) 保健教育の指導の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

①教科等における指導

- ◎学校保健に関する全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実
- ◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実
- ◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実 新 ㊧

②定期健康診断結果に基づく保健指導

- ◎定期健康診断の実施，結果の家庭連絡 重 ㊦ ㊧
- ◎家庭からの情報収集

③健康の保持増進に関する様々な取組の推進

- ◎歯・口の健康づくりのための保健指導 重 ◎性に関する教育の充実
- ◎喫煙，飲酒，薬物乱用防止教育の充実
- ◎心の健康に関する教育の充実 ㊦
- ◎デジタル活用時における健康面への配慮に関する教育の充実 新 ㊧

2 - (2) 家庭や地域等との連携による保健教育の推進

「社会に開かれた教育課程」の重視

①専門の知識や技能をもつ人材の活用

- 講演会や出前講座の開催
- ボランティアティーチャーを招いた授業の実施

②家庭との双方向での取組の実施

- ◎健康診断や体力チェック，アンケート等の結果の家庭への周知
- ◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導
- ◎個に応じた指導 ㊦
- ◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施 ㊦ ㊧

③家庭・地域等に対する啓発

- ◎デジタルを活用した取組 ㊦ ㊧ ◎たよりによる学校の取組の発信 ○健康教育に関する情報の展示

④健康に関する意識・実践力を高める取組の実施

- 健康な生活習慣の定着のための取組の実施 ㊦

2 - (3) 保健教育のための体制・環境づくり

①校内や地域学校園における推進体制の整備

- ◎全校体制による推進
- ◎地域学校園内の各担当者の連携による推進

②家庭・地域等との協力体制の推進

- ◎各種委員会の活性化
- ◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施

③指導者の資質向上

- ◎研修会の開催・参加
- ◎指導内容の共有化による指導力の向上

④適切な学習環境の確保

- ◎「学校環境衛生基準」に基づく定期検査・日常点検及び臨時検査
- ◎シックスクール問題対策

⑤学校医，学校歯科医，学校薬剤師との連携・協力体制の推進

- ◎定期健康診断，定期環境検査等の実施及び指導助言

⑥関係機関・団体との連携

- 性に関する教育を推進するための関係機関・団体との連携
- 心の健康に関する教育を推進するための関係機関との連携

施策の柱3 食育の推進

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

新：新規事業 重：重点事業 拡：拡充事業

G：GIGAスクール構想に資する事業

3 - (1) 食に関する指導の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

①教科等における指導

- ◎食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実 重
- ◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実
- ◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実 新 G

②学校栄養士による食に関する指導

- ◎学校栄養士の授業参画 重 ○食育ミニ講話の実施

③給食の時間における食に関する指導

- ◎食事マナー指導 重 拡 ○給食の準備や片付け、配膳指導 ○交流給食の実施

④工夫した献立の活用

- ◎「学校給食摂取基準」に基づく栄養バランスのとれた献立の作成
- ◎教科や他の教育に関連した給食の実施 ○地産地消の推進 拡 G
- ◎米飯給食の推進 ○セレクト給食、バイキング給食の実施

⑤食文化の継承

- ◎郷土料理、行事食の提供を通じた食文化の学習の推進 重 G
- ◎「宮っこランチ」の提供を通じた食文化の学習の推進 重
- ◎「宇都宮学」と関連した食文化の学習の推進 新

3 - (2) 家庭や地域等との連携による食育の推進

「社会に開かれた教育課程」の重視

①専門の知識や技能をもつ人材の活用

- 講演会や出前講座の開催 ○ボランティアティーチャーを招いた授業の実施

②家庭との双方向での取組の実施

- ◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知
- ◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導
- ◎個に応じた指導 拡
- ◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施 拡 G

③家庭・地域等に対する啓発

- ◎デジタルを活用した取組 拡 G ○たよりによる学校の取組の発信
- 健康教育に関する情報の展示

④食に関する意識・実践力を高める取組の実施

- ◎「お弁当の日」の実施 重 G ○食育関係コンクール等への参加
- 食に関する体験的な活動の実施

3 - (3) 食育のための体制・環境づくり

①校内や地域学校園における推進体制の整備

- ◎全校体制による推進 重
- ◎地域学校園内の各担当者の連携による推進

②家庭・地域等との協力体制の推進

- ◎各種委員会の活性化
- ◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施

③指導者の資質向上

- ◎研修会の開催・参加 ○指導内容の共有化による指導力の向上

④食事にふさわしい環境づくり

- ◎和やかな食事の場の工夫 ○ランチルームの活用
- ◎食育情報スペースの確保・整備 ○食器具の整備

⑤安全に配慮した給食の提供

- ◎給食室の管理・運営 拡 ○食材の安全性の確保 ○食物アレルギー対応

⑥食育関係機関・団体との連携

- 地産地消を推進するための農政部門との連携
- 健康を保持増進するための健康部門との連携
- 食生活に課題を抱えた場合における福祉部門との連携

施策の柱4 学校安全の推進

◎:全校が実施する事業 ○:学校の実態に応じて実施する事業

新:新規事業 重:重点事業 拡:拡充事業

G:GIGAスクール構想に資する事業

4 - (1) 安全教育の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、
カリキュラム・マネジメントの確立

①教科等における指導

- ◎学校安全に関する全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実
- ◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実
- ◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実 新 G

②生活安全の推進

- ◎不審者対応避難訓練の実施 重 拡
- ◎危険の理解と安全確保 重 G

③交通安全の推進

- ◎交通安全教育による危険の理解及び実践力の育成 重 G

④災害安全の推進

- ◎災害時における適切な行動と役割の理解及び実践力の育成 重 拡
- ◎「防災教育の手引き」を活用した指導

4 - (2) 家庭や地域等との連携による安全教育の推進

「社会に開かれた教育課程の重視

①専門の知識や技能をもつ人材の活用

- 講演会や出前講座の開催
- ボランティアティーチャーを招いた授業の実施

②家庭との双方向での取組の実施

- ◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知
- ◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導
- ◎個に応じた指導 拡
- ◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施 拡 G

③家庭・地域等に対する啓発

- ◎デジタルを活用した取組 拡 G
- ◎たよりによる学校の取組の発信
- 健康教育に関する情報の展示

④安全の意識・実践力を高める取組の実施

- ◎自転車乗車時の安全対策 拡
- 体験的な訓練手法の活用

4 - (3) 安全教育・安全管理等のための体制・環境づくり

①校内や地域学校園における推進体制の整備

- ◎全校体制による推進
- ◎地域学校園内の各担当者の連携による推進

②家庭・地域等との協力体制の推進

- ◎各種委員会の活性化
- ◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施

③指導者の資質向上

- ◎研修会の開催・参加
- ◎指導内容の共有化による指導力の向上

④安全管理

- ◎安全点検の実施
- ◎防犯に関する機器等の整備

⑤登下校における安全対策

- ◎関係機関や保護者と連携した安全対策の実施
- ◎交通安全対策の実施

2 施策・事業の展開

施策の柱1 体力の向上

運動の楽しさに触れ、生涯を通して運動に親しみ、体力を高めようとする資質・能力を育成します。

1 (1) 体力向上の指導の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

〔凡例〕

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

■：新規事業 ■：重点事業 ㊦：拡充事業 G：GIGAスクール構想に資する事業

事業	①教科等における指導
目的	健康教育に関する「全体指導計画」や「年間指導計画」等を定期的に見直し、改善を図りながら、児童生徒や地域の実態に応じた適切な指導を行うことにより、自ら考え行動し、心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質・能力を育成する。
取組	<p>◎体力の向上に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実【重】</p> <p>◎1 体力の向上に関する全体計画の作成・活用・評価・改善 学校教育活動全体の中で体力の向上に関する指導を計画的、組織的に行えるよう全体計画を作成し、PDCAサイクルを確立して指導の充実を図る。</p> <p>◎2 体力の向上に関する指導の年間指導計画の作成・活用 各教科等における体力の向上に関わる内容を抽出し、学年ごとに指導計画を立て、継続的・計画的に実施する。 また、「コロナ・リカバリープラン」として、コロナ禍等の影響により、減少傾向にあった運動の機会を以前の水準に戻すとともに、児童生徒の体力の状況に応じて、効果的な体力の向上に取り組む。</p> <p>※ 運動に親しむ態度の育成を図るため、運動の必要性について適切に指導を行う。</p> <p>※ 運動機会の創出に向けて、「うつのみや元気っ子チャレンジ」や朝の一分間体操などの体力の向上に係る取組を、年間指導計画に位置付けるなど、計画的に実施する。</p> <p>※ 業間や昼休みなどの外遊びを奨励し、運動時間の増加につなげる。</p> <p>※ 健康教育の各分野との関連を図った指導ができるよう計画する。</p> <p>※ 地域の人材や協力企業などを把握し、連携した指導が行えるよう、年間指導計画に位置付ける。</p>

取組	<p>◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実</p> <p>元気アップ教育の全体計画を作成し、「体力向上」「保健教育」「食育」「安全教育」の計画を一体的に捉えて、小・中学校の9年間を見通して継続的・計画的に推進するための基本的な考え方と方向性を示し、全職員が目標や指導の重点事項を共通理解し、共通実践できるようにする。</p> <p>健康教育の各分野の年間指導計画を活用し、相互の関連性や系統性を留意して、発達の段階に応じた教育活動を展開するとともに、PDCAサイクルによる計画の見直しを行いながら、指導の充実を図る。</p>
	<p>◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実【新】【G】</p> <p>1人1台端末などのデジタルを効果的に活用し、体力の向上に関する指導の充実を図る。</p> <p>体育・保健体育科においては、大画面への投影や録画機能など、学習場面に応じてデジタルを活用し技能の習得を図ることや、計測した記録をデータ化し自己の状況に合った課題を設定して挑戦するなど、1人1台端末を活用した指導の充実を図る。</p> <p>※ 市教育委員会は、1人1台端末を活用した体力の向上に関する指導の好事例を各学校に紹介する。</p>

事業	②自己の体力の理解促進
目的	「元気っ子健康体力チェック」の実施により、自己の体力への理解を深めるとともに、結果を分析して、本市の児童生徒の体力の特徴や傾向を踏まえた体力向上の取組を推進する。
取組	<p>◎「元気っ子健康体力チェック」の実施と活用【重】【拡】</p> <p>◎1 「元気っ子健康体力チェック」の実施 全学校・全学年が、新体力テスト及び、運動・生活・食習慣に関するアンケートを実施する。</p> <p>◎2 「元気っ子健康体力チェック」による、自己の体力の理解 新体力テストの実施により、自己の体力の現状を把握し、課題を明らかにすることにより、体力の向上に生かす。</p> <p>◎3 「元気っ子健康体力チェック」の集計・分析 市教育委員会は、全校の新体力テストの集計・分析を行う。</p> <p>◎4 「元気っ子健康体力チェック」の集計・分析結果の活用 市教育委員会は、全校の新体力テスト集計結果をもとに、市としての体力の向上に係る事業を策定する。また、各学校は、自校の体力の特徴や傾向を踏まえ、体育・保健体育科における補強運動の実施や、業間や昼休みでの「うつのみや元気っ子チャレンジ」への参加等を通して、体力向上の推進を図る。</p>

事業	③各種運動の基礎となる技能や体力の定着						
目的	本市として、小・中学生のうちに全児童生徒に身に付けさせたい体力や技能を明確にした上で、そこに到達していない児童生徒が、体力や技能を高められる運動プログラムに基づき、楽しみながら運動に取り組み、体力や技能の向上を図る。						
取組	◎「うつのみや版ミニマム」達成に向けた取組【重】						
	◎1 ミニマムの明確化 全児童生徒に身に付けさせたい体力や技能をミニマムとして明確化することにより、体力や技能の向上を図る。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>ミニマム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>①25m泳ぐことができる。 ②逆上がりができる。 ③かべ倒立が10秒できる。 ④2重跳びが10回できる。 ⑤ドッジボールを10m投げることができる。</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>①クロールと平泳ぎで25m泳ぐことができる。 ②5分間続けて走ることができる。 ③懸垂姿勢で10秒間鉄棒にぶらさがることができる。 ④2重跳びが20回できる。 ⑤ハンドボールを15m投げることができる。</td> </tr> </tbody> </table>	校種	ミニマム	小学校	①25m泳ぐことができる。 ②逆上がりができる。 ③かべ倒立が10秒できる。 ④2重跳びが10回できる。 ⑤ドッジボールを10m投げることができる。	中学校	①クロールと平泳ぎで25m泳ぐことができる。 ②5分間続けて走ることができる。 ③懸垂姿勢で10秒間鉄棒にぶらさがることができる。 ④2重跳びが20回できる。 ⑤ハンドボールを15m投げることができる。
	校種	ミニマム					
小学校	①25m泳ぐことができる。 ②逆上がりができる。 ③かべ倒立が10秒できる。 ④2重跳びが10回できる。 ⑤ドッジボールを10m投げることができる。						
中学校	①クロールと平泳ぎで25m泳ぐことができる。 ②5分間続けて走ることができる。 ③懸垂姿勢で10秒間鉄棒にぶらさがることができる。 ④2重跳びが20回できる。 ⑤ハンドボールを15m投げることができる。						
◎2 ミニマムの実施 ミニマムを実施することにより、児童生徒の現状を把握する。							
◎3 「うつのみや元気っ子運動プログラム集」の活用 ミニマムが達成できていない児童生徒に対して、運動プログラム集を活用し、達成に向けて継続的に運動を実践することにより、全児童生徒がミニマムを達成できるようにする。							

事業	④様々な運動の取組の推進
目的	体を動かす楽しさを感じられるような運動機会を確保し、日常的に運動に親しむ児童生徒を育成する。
取組	◎オリンピック・パラリンピック教育等の推進
	<p>オリンピック・パラリンピック教育等を通して、スポーツの楽しさや素晴らしさを味わうことにより、運動に親しむ資質・能力を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツの価値を学習する機会やアスリートと交流できる機会等を促進する。 ・ 学校全体で取組を行い、様々な教科や教育活動を通じて総合的に学習を行う。 ・ オリンピック・パラリンピック教育等を通して「する」「みる」「支える」「知る」のスポーツとの多様な関わり方を、教育活動全体を通して実施する。

取 組	○「うつのみや元気っ子チャレンジ」を通じた体力づくり【 拡 】
	○1 「うつのみや元気っ子チャレンジ」の実施 学級及びグループで様々な運動に挑戦し、体力づくりに取り組むことにより、体力の向上を図るとともに、望ましい人間関係を構築することを目的として、「うつのみや元気っ子チャレンジ」を実施する。 また、児童生徒が休み時間や放課後、休日などに個人で取り組むことができる「うつのみや元気っ子チャレンジ特別版」を実施する。
	○2 「うつのみや元気っ子チャレンジ」参加促進 児童生徒の参加促進のため、発達段階に応じた方策を講じる。
	◎スケート教室の実施（全小学校） 全小学校5年生を対象に、「スケート教室」を実施することにより、冬の代表的なスポーツであるスケートの体験を通して、運動に親しむ資質・能力を育てる。
	○適切な部活動の推進（全中学校）【 新 】 各中学校は、「宇都宮市部活動方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、休業日や活動時間等を公表するとともに、方針に沿った運用の徹底を図る。 部活動を通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、個人の能力に応じてより高い水準の技術や記録を目指すことにより、体力や技能の向上を図る。

1 - (2) 家庭や地域等との連携による体力向上の取組の推進

「社会に開かれた教育課程」の重視

事 業	①専門の知識や技能をもつ人材の活用
目 的	専門性や経験に基づく講話や指導により、健康教育の各分野における課題を解決するために必要なことへの理解を深め、実践意欲を高められるようにする。
取 組	○講演会や出前講座の開催 体力の向上に関することをテーマとした保護者対象の講演会や保護者及び児童生徒対象の出前講座を開催する。 (例：体力に関する講話、体力の向上をテーマとしたもの) ※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。
	○ボランティアティーチャーを招いた授業の実施 体力の向上に関する学習において、ボランティアティーチャーを招いて授業を展開する。 (例：体育関係、スポーツに携わる仕事をしている人 など) ※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。

取組	<p>○部活動地域指導者等の活用による部活動指導の充実【拡】</p>
	<p>○1 「部活動地域指導者活用事業」の実施 中学校の部活動において、専門的な知識や指導力を備えた地域の指導者の活用を図り、部活動の教育的意義が適切に発揮されるよう支援する。 ※ 部活動地域指導者（単独指導不可） 学校の指導方針や部活動指導計画等に基づいた専門的な技術指導の補助を行う。</p> <p>○2 「部活動指導員派遣事業」の実施 中学校の部活動において、専門的な知識や指導力を備え、かつ、部活動指導経験のある地域の指導者を部活動指導員として派遣することにより、部活動の充実・活性化を図る。 ※ 部活動指導員（単独指導可） 学校の指導方針に沿った部活動指導全般、大会の引率・指導・監督等を行う。</p>

事業	<p>②家庭との双方向での取組の実施</p>
目的	<p>学校と家庭が情報を共有し、一体となって取り組むことにより、児童生徒の実態に応じ、適切な指導を行い、日常生活における望ましい生活習慣の定着を図る。</p>
取組	<p>◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知</p> <p>健康診断や体力チェック、アンケート等の結果を家庭に周知することにより、健康状態や運動能力、健康・食育・安全に関する意識等を把握し、健康で安全な生活を送ることができるよう働きかける。 ※ 個人への結果の通知に加え、各種たより等で市や学校の傾向を周知する。</p>
	<p>◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導</p> <p>家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かして、児童生徒の実態に適した指導に当たる。</p>
	<p>◎個に応じた指導【拡】</p> <p>児童生徒の現状を踏まえて、体力の向上、生活習慣病の予防、食物アレルギーへの対応、安全の確保などの観点から、学級担任や養護教諭、学校栄養士等が連携して、個別の事情に応じた相談指導を行う。 また、「元気っ子生活習慣チェック」等を有効活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。 （例：「元気っ子健康体力チェック」の活用、「うつつのみや元気っ子運動プログラム集」の活用、各種検定 など） ※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。</p>

取組	◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施【 拡 G 】
	<p>宮っ子ダイアリーに掲載している「元気っ子生活習慣チェック」のチェックシートや、各学校において独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、運動・規則正しい生活・食事・安全に関する項目をチェックすることにより、自分の生活を振り返り、より健全な生活を送ることができるようにするとともに、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>※ 市教育委員会は「元気っ子生活習慣チェック（1人1台端末版）」を作成し、生活習慣の改善に向けて活用できるよう進めていく。</p>

事業	③家庭・地域等に対する啓発
目的	各学校における健康教育の取組を家庭や地域等に積極的に発信し、健康や安全に対する関心を高め、理解を深める。
取組	◎デジタルを活用した取組【 拡 G 】
	<p>学校デジタル連絡ツール、学校ホームページなど、デジタルを活用し、各学校における体力向上の取組を家庭や地域等に積極的に発信する。</p> <p>（例：新体力テストやなわとび検定、球技大会の取組 など）</p> <p>※ 市教育委員会及び各学校において、児童生徒が1人1台端末を活用して手軽に運動できるwebサイト等を紹介し、家庭や地域等で実践できるようにする。</p>
	◎たよりによる学校の取組の発信
	<p>各種たよりを通して、「うつのみや元気っ子チャレンジ」や各種検定の取組の様子など、学校における体力向上の取組等を家庭・地域等に積極的に発信する。</p>
	○健康教育に関する情報の展示
	<p>行事やイベントなど、保護者や地域の方が多く集まる機会に、健康教育の各分野に関することをテーマとした展示を行う。</p>

事業	④体力の向上に関する意識・実践力を高める取組の実施
目的	体力の向上に関して、習得した知識を行動に生かすことができるよう取組の充実を図る。
取組	○「日常生活の工夫による体力向上」事例集の活用
	<p>「日常生活の工夫による体力向上」事例集や、学校の体力の実態に応じた体力向上の取組を継続することにより、体力の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・朝の会・帰りの会 ・集会時の工夫 ・校庭での授業時 ・教室移動時 ・休み時間 ・清掃時 ・登下校時 ・家庭における体力向上 </div>

1- (3) 体力向上のための体制・環境づくり

事業	①校内や地域学校園における推進体制の整備
目的	健康教育を推進するための校内や地域学校園における体制を整備し、教育活動全体を通して、体系的かつ継続的な指導を行えるようにする。
取組	◎全校体制による推進
	全教職員が共通理解を図るとともに、健康教育（体力向上、学校保健、食育、学校安全）の各担当者が連携し、健康教育の各分野を一体的に捉えた取組を推進する。
	◎地域学校園内の各担当者の連携による推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学習と生活についてのアンケート」の調査結果等を参考に、地域学校園の児童生徒の実態を把握し、課題の改善を図るため、小中一貫した指導の充実を図る。 ・ 地域学校園における健康教育の各分野の担当者が連携し、地域学校園における児童生徒の体力の特徴や傾向を踏まえ、共通の課題を明らかにし、学校園でのミニマム作成などの体力向上に向けた取組や、体力の実態に沿った各種検定カードの設定等を通して体力向上の取組を推進する。

事業	②家庭・地域等との協力体制の推進
目的	健康教育に関する指導の効果を高めるため、保護者や地域等との連携・協力体制を推進し、活性化を図る。
取組	◎各種委員会の活性化
	児童生徒の健康課題に適切に対応するため、学校・家庭・地域の関係機関などが連携する学校保健委員会や学校給食委員会等を設置し、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する。
	◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施
	魅力ある学校づくり地域協議会と連携し、健康教育に関する児童生徒の課題を共有し、その解決に向けて保護者に働きかける取組を実施する。 (例：地元企業等と連携したスポーツ教室、学校と地域協議会共催の長なわとび大会 など)

事業	③指導者の資質向上
目的	健康教育の各分野に関する研修会を開催・参加等を通し、教職員の指導力の向上を図る。
取組	◎研修会の開催・参加
	◎1 校内や地域学校園での研修会（専門部会）の開催 校内の教職員が共通理解を図り、質の高い指導を行えるよう、校内や地域学校園での研修会を開催する。 (例：「うつのみや元気っ子運動プログラム集」や「投の運動（遊び）指導事例集」の指導，新体力テストに向けて)
	◎2 市教育委員会等が開催する研修会への参加 市教育委員会等が主催する研修会（体育主任研修等）に参加する。 参加者は、研修会で得たことを自校の教職員に伝達し、校内での取組に生かす。
	◎指導内容の共有化による指導力の向上
取組	◎1 校内や地域学校園での指導内容の共有化 校内や地域学校園で健康教育の各分野に関する指導方法や資料を共有化する。
	◎2 市教育委員会等の作成する指導資料の活用 市教育委員会等で作成した健康教育の各分野に関する各指導資料を活用する。 ※ 市教育委員会作成の資料等は、P. 72, 73参照

事業	④大学と連携した取組
目的	生涯を通して豊かなスポーツライフを送ることができるよう、様々な授業への支援を通して、児童生徒への指導の充実と、運動意欲の喚起を図る。
取組	○「元気っ子健康体カチェック」の分析と指導への活用 「元気っ子健康体カチェック」の結果について、宇都宮大学と連携して分析することにより、各学校では、分析結果をもとに指導へ活用し、児童生徒の体力の向上を図る。
	○学生ボランティア派遣に対する体制の構築 大学との連携により、学生ボランティアを活用した体力の向上支援の充実を図る。

事業	⑤プロスポーツや企業等，関係機関と連携した取組
目的	小・中学校の体育の授業等に，プロスポーツや企業等，関係機関と連携した取組を行うことにより，運動の楽しさを味わわせながら，体力の向上や各種運動の基礎となる技能の定着を図る。
取組	<p>○体力向上サポーター派遣事業</p> <p>○1 プロスポーツ選手などとの交流 栃木県内のプロスポーツチームが，学校訪問や授業のアシスタントを行うことにより，児童生徒が運動の楽しさに触れるとともに，生き方を学ぶ機会とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木サッカークラブ 「ゆめプロジェクト」 ・宇都宮ブレックス 「キッズモチベーションプロジェクト」 </div> <p>○2 関係機関による「体育実技インストラクター」の派遣 専門的な技術指導力を持つ指導者や民間スポーツクラブ等のインストラクターを小学校に派遣することにより，各種運動の基礎となる技能の定着を図るとともに，教員の指導力の向上を図る。</p>

事業	⑥部活動の地域移行に向けた取組
目的	部活動の地域移行に向けて，「生徒にとって望ましい地域クラブ活動環境」の整備に取り組む。
取組	<p>○部活動の地域連携に向けた取組【新】</p> <p>合同部活動の導入や部活動指導員等を適切に配置し，より地域連携に向けた取組を進めていく。</p> <p>○「生徒にとって望ましい地域クラブ活動環境」の整備【新】</p> <p>市，学校，地域，関係団体等と連携し，地域におけるスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会と生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実を図る。</p> <p>○部活動の地域移行に向けた取組【新】</p> <p>部活動の地域移行に向けて，本市の実態を踏まえ，段階的に地域移行できるよう体制の整備を進めていく。</p> <p>※ 国や県の方針を踏まえた本市における部活動の地域移行に関する方針の検討及び計画の策定を進める。</p>

施策の柱2 学校保健の推進

自己の心身を大切に、生涯を通して、健康を適切に管理する資質・能力を育成します。

2-1 保健教育の指導の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた
授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

〔凡例〕

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

新：新規事業 重：重点事業 拡：拡充事業 G：GIGAスクール構想に資する事業

事業	①教科等における指導
目的	健康教育に関する「全体指導計画」や「年間指導計画」等を定期的に見直し、改善を図りながら、児童生徒や地域の実態に応じた適切な指導を行うことにより、自ら考え行動し、心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質・能力を育成する。
取組	◎学校保健に関する全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実
	◎1 学校保健に関する全体計画の作成・活用・評価・改善 学校教育活動全体の中で学校保健に関する指導を計画的、組織的に行えるよう全体計画を作成し、PDC Aサイクルを確立して指導の充実を図る。
	◎2 学校保健に関する指導の年間指導計画の作成・活用 各教科等における保健教育に関わる内容を抽出し、学年ごとに指導計画を立て、継続的・計画的に実施する。 ※ 健康教育の各分野との関連を図った指導ができるよう計画する。 ※ 養護教諭が計画的に授業に参画できるよう、年間指導計画に位置付ける。 ※ 学校保健計画作成に際し、学校医・学校歯科医・学校薬剤師との連携を図る。 ※ 地域の人材や協力企業などを把握し、連携した指導が行えるよう、年間指導計画に位置付ける。
	◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実
	元気アップ教育の全体計画を作成し、「体力向上」「保健教育」「食育」「安全教育」の計画を一体的に捉えて、小・中学校の9年間を見通して継続的・計画的に推進するための基本的な考え方と方向性を示し、全職員が目標や指導の重点事項を共通理解し、共通実践できるようにする。 健康教育の各分野の年間指導計画を活用し、相互の関連性や系統性を留意して、発達の段階に応じた教育活動を展開するとともに、PDC Aサイクルによる計画の見直しを行いながら、指導の充実を図る。

取組	◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実【新 G】
	<p>1人1台端末などのデジタルを効果的に活用し、学校保健に関する指導の充実を図る。</p> <p>保健教育においては、心肺蘇生法に関する学習で、自分の実習する動画を確認しながら技能を高めることや、保健学習の話し合いの際にジャムボードを活用して意見交換するなど、1人1台端末を活用した指導の充実を図る。</p> <p>※ 市教育委員会は、1人1台端末を活用した保健教育に関する指導の好事例を各学校に紹介する。</p>

事業	②定期健康診断結果に基づく保健指導
目的	定期健康診断結果に基づき、疾病の早期治療や肥満防止のための保健指導を通して健康の保持増進を図る。
取組	◎定期健康診断の実施、結果の家庭連絡【重 拡 G】
	◎1 定期健康診断の実施 定期健康診断を実施し、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するとともに、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる。 ※ 保健管理ソフトを活用し、健康診断記録を管理するとともに、結果の家庭連絡に活用する。
	◎2 定期健康診断結果の家庭連絡 健康診断結果を家庭に通知することにより、児童生徒の健康の保持増進に役立てる。
	3 定期健康診断未受診者への対応 未受診者に対しては、健康状態の把握や疾病の早期発見のため、医療機関への受診勧奨を行う。
	4 児童生徒の肥満解消への対応 児童生徒の肥満解消を図るため、個別のライフスタイルを踏まえた健康相談や個別の保健指導を行う。 (例 デジタルを活用した運動の紹介、元気っ子生活習慣チェック等の活用による生活習慣の改善に向けた取組 など)
	◎家庭からの情報収集 保健調査票や各種アンケート調査等により、児童生徒の健康状態について家庭より情報収集し、把握することで学校での生活に配慮する。

事業	③健康の保持増進に関する様々な取組の推進
目的	健康への主体的な行動力を身に付けることができるよう、健康の保持増進に関する様々な取組の充実を図る。
取組	◎歯・口の健康づくりのための保健指導【重】
	◎1 ブラッシング指導（全小学校） 歯・口の健康づくりに必要な歯の磨き方を身に付けるために、養護教諭による児童生徒の実態に応じたブラッシング指導を行う。
	◎2 「歯の健康教室」の実施（全小学校） 全小学校3年生を対象に、歯科医師及び歯科衛生士による講話とブラッシング指導を実施し、積極的に歯・口の健康づくりに取り組むことができる能力や態度を育てる。
	3 「中学生歯科保健資料」の活用 宇都宮市歯科医師会と養護教諭の連携により作成した「中学生歯科保健資料」を活用し、中学校における歯科保健教育の一層の推進を図り、歯・口の健康づくりに取り組むことができる能力や態度を育てる。
	◎性に関する教育の充実
	各教科等における指導の充実を図ることに加え、産婦人科医の派遣による「性教育サポート事業」を、全中学校3年生対象に実施することにより、「性に関する教育」を充実させるとともに、人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
◎喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実	
各教科等における指導の充実を図ることに加え、関係機関との連携による喫煙、飲酒、薬物乱用に関する防止教室を実施することにより、児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用を未然に防止することはもとより、生涯を通して健康・安全で活力のある生活を送ることができる資質・能力を育てる。	
◎心の健康に関する教育の充実【拡】	
多様化、深刻化している児童生徒の心の健康問題に対応するため、ストレスへの対処法やメンタルヘルス（心の健康の回復・保持・増進）など、心の健康に関する教育について、体育・保健体育科など各教科等において指導の充実を図ることに加え、児童生徒が心理的ストレスや悩み、環境や外的な要因による心身の不調などを抱えた際に、適切な支援ができるよう、学級担任や保護者、スクールカウンセラー、養護教諭、学校医等、関係職員との連携を図る。 ※ 教職員は研修等を通して、メンタルヘルスへの理解を深め指導の充実を図る。	

	<p>◎デジタル活用時における健康面への配慮に関する教育の充実【新】G】</p> <p>1人1台端末をはじめとしたデジタルを日常的に活用することによる健康面への影響について、児童生徒の視力の状況等の実態把握を行うとともに、各種調査結果や専門的知見も踏まえ、児童生徒にデジタル活用時の健康への配慮事項などの指導を行う。</p> <p>※ 学校と家庭内でのルールづくりなどについて保護者に向けた啓発を行う。</p>
--	---

2 - (2) 家庭や地域等との連携による保健教育の推進

事業	<p>①専門の知識や技能をもつ人材の活用 「社会に開かれた教育課程」の重視</p>
目的	<p>専門性や経験に基づく講話や指導により、健康教育の各分野における課題を解決するために必要なことへの理解を深め、実践意欲を高められるようにする。</p>
取組	<p>○講演会や出前講座の開催</p> <p>学校保健に関することをテーマとした保護者対象の講演会や保護者及び児童生徒対象の出前講座を開催する。</p> <p>(例：性に関する講話、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する講話 など)</p> <p>※ 必要に応じて、健康教育の他の3分野と関連を図る。</p>
取組	<p>○ボランティアティーチャーを招いた授業の実施</p> <p>学校保健に関する学習において、ボランティアティーチャーを招いて授業を展開する。</p> <p>(例：保健師、保健所等職員、警察職員、消防士 など)</p> <p>※ 必要に応じて、健康教育の他の3分野と関連を図る。</p>

事業	<p>②家庭との双方向での取組の実施</p>
目的	<p>学校と家庭が情報を共有し、一体となって取り組むことにより、児童生徒の実態に応じ、適切な指導を行い、日常生活における望ましい生活習慣の定着を図る。</p>
取組	<p>◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知</p> <p>健康診断や体力チェック、アンケート等の結果を家庭に周知することにより、健康状態や運動能力、健康・食育・安全に関する意識等を把握し、健康で安全な生活を送ることができるよう働きかける。</p> <p>※ 個人への結果の通知に加え、各種たより等で市や学校の傾向を周知する。</p>
	<p>◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導</p> <p>家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かして、児童生徒の実態に適した指導に当たる。</p>

取 組	<p>◎個に応じた指導【拡】</p> <p>児童生徒の現状を踏まえて、体力の向上、生活習慣病の予防、食物アレルギーへの対応、安全の確保などの観点から、学級担任や養護教諭、学校栄養士等が連携して、個別の事情に応じた相談指導を行う。</p> <p>また、「元気っ子生活習慣チェック」等を有効活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>(例：肥満・痩身、歯と口の健康、心の健康、生活習慣 など)</p> <p>※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。</p>
	<p>◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施【拡 G】</p> <p>宮っ子ダイアリーに掲載している「元気っ子生活習慣チェック」のチェックシートや、各学校において独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、運動・規則正しい生活・食事・安全に関する項目をチェックすることにより、自分の生活を振り返り、より健全な生活を送ることができるようにするとともに、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>※ 市教育委員会は「元気っ子生活習慣チェック（1人1台端末版）」を作成し、生活習慣の改善に向けて活用できるよう進めていく。</p>

事 業	③家庭・地域等に対する啓発
目 的	各学校における健康教育の取組を家庭や地域等に積極的に発信し、健康や安全に対する関心を高め、理解を深める。
取 組	<p>◎デジタルを活用した取組【拡 G】</p> <p>学校デジタル連絡ツール、学校ホームページなど、デジタルを活用し、各学校における学校保健に関する取組を家庭や地域等に積極的に発信する。また、学校と家庭内でのデジタルを使用する際のルールづくりなどについて保護者に向けた啓発を行う。</p> <p>(例：保健だより、歯と口の健康についての取組の紹介 など)</p> <p>※ 市教育委員会は、官公庁や関係機関等が作成したwebサイトを随時紹介し、家庭で活用できるようにする。</p> <p>※ 市教育委員会は、「デジタル使用時のルール」を示し、家庭において使用する際のルールづくりに活用できるようにする。</p>
	<p>◎たよりによる学校の取組の発信</p> <p>各種たよりを通して、ストレスの対処法などの心の健康に関する取組や、デジタル活用時における健康面への配慮事項など、学校における学校保健に関する取組等を家庭・地域等に積極的に発信する。</p>
	<p>○健康教育に関する情報の展示</p> <p>行事やイベントなど、保護者や地域の方が多く集まる機会に、健康教育の各分野に関することをテーマとした展示を行う。</p>

事業	④健康に関する意識・実践力を高める取組の実施
目的	生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができるよう、健康に関する正しい知識の理解と、望ましい生活習慣の定着を図る。
取組	○健康な生活習慣の定着のための取組の実施【拡】
	<p>○1 生活習慣に関する調査の実施と事後措置</p> <p>児童生徒の生活（運動、規則正しい生活、食事、安全 など）の実態を把握するため、発達の段階に応じた内容で調査を実施し、自分の生活を振り返り、より健全な生活を送ることができるようにする。また、児童生徒の生活習慣の改善には、保護者の意識やライフスタイルの改善も必要であるため、「元気っ子生活習慣チェック」や、各学校において独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>○2 健康週間の実施</p> <p>児童生徒が、自分の生活習慣を意識し、望ましい生活習慣を身に付けることができるよう、健康週間を実施する。家庭との連携を図ることで、生活習慣について親子で考える機会を創出し、よりよい生活習慣の定着を図る。</p> <p>※ 生活リズムが心身に与える影響について理解させる。</p>

2 - (3) 保健教育のための体制・環境づくり

事業	①校内や地域学校園における推進体制の整備
目的	健康教育を推進するための校内や地域学校園における体制を整備し、教育活動全体を通して、体系的かつ継続的な指導を行えるようにする。
取組	◎全校体制による推進
	<p>全教職員が共通理解を図るとともに、健康教育（体力向上、学校保健、食育、学校安全）の各担当者が連携し、健康教育の各分野を一体的に捉えた取組を推進する。</p> <p>◎地域学校園内の各担当者の連携による推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学習と生活についてのアンケート」の調査結果等を参考に、地域学校園の児童生徒の実態を把握し、課題の改善を図るため、小中一貫した指導の充実を図る。 ・ 地域学校園における健康教育の各分野の担当者が連携し、指導内容の充実と効率化を図る。 ・ 地域学校園での兼務申請の制度を活用し、地域学校園における養護教諭の協力体制を強化する。

事業	②家庭・地域等との協力体制の推進
目的	健康教育に関する指導の効果を高めるため、保護者や地域等との連携・協力体制を推進し、活性化を図る。
取組	◎各種委員会の活性化
	児童生徒の健康課題に適切に対応するため、学校・家庭等が連携する学校保健委員会や学校給食委員会等を活用し、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する。
	◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施 魅力ある学校づくり地域協議会と連携し、健康教育に関する児童生徒の課題を共有し、その解決に向けて保護者に働きかける取組を実施する。 (例：健康に関する講演会、トイレの清掃等を通じた学校の衛生環境保持 など)

事業	③指導者の資質向上
目的	健康教育の各分野に関する研修会を開催・参加等を通し、教職員の指導力の向上を図る。
取組	◎研修会の開催・参加
	◎1 校内や地域学校園での研修会（専門部会）の開催 校内の教職員が共通理解を図り、質の高い指導を行えるよう、校内や地域学校園での研修会を開催する。 (例：健康診断、シックスクール問題対策、感染症予防、メンタルヘルス など)
	◎2 市教育委員会等が開催する研修会への参加 市教育委員会等が主催する研修会（養護教諭研修会等）に参加する。 参加者は、研修会で得たことを自校の教職員に伝達し、校内での取組に生かす。
	◎指導内容の共有化による指導力の向上
	◎1 校内や地域学校園での指導内容の共有化 校内や地域学校園で健康教育の各分野に関する指導方法や資料を共有化する。 ◎2 市教育委員会等の作成する指導資料の活用 市教育委員会等で作成した健康教育の各分野に関する各指導資料を活用する。 ※ 市教育委員会作成の資料等は、P. 72, 73参照

事業	④適切な学習環境の確保
目的	学校の衛生環境が健康及び学習能率等に大きな影響を及ぼすことから、学校の環境を衛生的に保持し、必要に応じて改善を図る。
取組	<p>◎「学校環境衛生基準」に基づく定期検査・日常点検及び臨時検査</p> <p>児童生徒の適切な学習環境の確保を図るため、「学校環境衛生基準」に基づく定期検査の実施と検査結果に基づいた維持管理や改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期検査を実施し、検査結果に基づく維持管理及び改善を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ①教室等の環境 ②飲料水等の水質及び施設・設備 ③学校の清潔、ねずみ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理 ④水泳プール 日常点検の実施と必要に応じて改善を図る。 必要に応じて臨時検査を実施する。
	<p>◎シックスクール問題対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質過敏症やシックハウス症候群の児童生徒に対する個別の配慮等、シックスクールの予防対策を総合的に推進する。 「シックスクール問題対策マニュアル」を活用し、化学物質過敏症の児童生徒への対応や健康的な学習環境の整備など、適切な対応が取れるようにする。 「シックスクール問題」に関する予防と対応のため、実態調査を実施する。 「学校環境衛生基準」に基づく検査の実施と適切な事後措置により、児童生徒の適切な学習環境を整備する。

事業	⑤学校医，学校歯科医，学校薬剤師との連携・協力体制の推進
目的	学校医，学校歯科医，学校薬剤師による専門的立場からの指導及び助言により，学校における健康診断，健康相談，保健指導，環境衛生検査等が，適切に行われるよう連携・協力体制の推進を図る。
取組	◎定期健康診断，定期環境検査等の実施及び指導助言
	<p>◎1 定期健康診断の実施と，予防措置や保健指導に関する指導及び助言</p> <p>定期健康診断を適切に実施し，学校医及び学校歯科医の予防措置や保健指導に関する指導及び助言により，児童生徒の健康の保持増進を図る。</p> <p>◎2 定期環境検査の実施と，維持及び改善に関する指導及び助言</p> <p>定期環境検査を適切に実施し，学校薬剤師による維持及び改善に関する指導及び助言により，学習環境の確保や学校環境衛生管理を行う。</p>

事業	⑥関係機関・団体との連携
目的	保健教育に関する関係機関・団体との連携・協力体制の構築を図り、保健教育の推進を図る。
取組	<p>○性に関する教育を推進するための関係機関・団体との連携</p> <p>保健所や子ども家庭課などの関係各課，産婦人科医師会との連携体制を構築し，性に関する教育の推進を図る。</p>
	<p>○心の健康に関する教育を推進するための関係機関との連携</p> <p>スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，メンタルサポーターなどと連携を図るとともに，宇都宮市教育センターの教育相談室などの関係機関との連携・協力体制を構築するなど，心の健康に関する教育の推進を図る。</p>

施策の柱3 食育の推進

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、生涯を通して、健全な食生活を実現するために必要な資質・能力を育成します。

3 ー(1) 食に関する指導の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

〔凡例〕

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

新：新規事業 重：重点事業 拡：拡充事業 G：GIGAスクール構想に資する事業

事業	①教科等における指導
目的	健康教育に関する「全体指導計画」や「年間指導計画」等を定期的に見直し、改善を図りながら、児童生徒や地域の実態に応じた適切な指導を行うことにより、自ら考え行動し、心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質・能力を育成する。
取組	<p>◎食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実【重】</p> <p>◎1 食に関する指導の全体計画の作成・活用・評価・改善 学校教育活動全体の中で体系的な食に関する指導を計画的、組織的に行えるよう全体計画を作成し、PDCAサイクルを確立して指導の充実を図る。</p> <p>◎2 食に関する指導の年間指導計画の作成・活用 各教科等における食に関わる内容を抽出し、学年ごとに指導計画を立て、継続的・計画的に実施する。 ※ 健康教育の各分野の年計との関連を図った指導ができるよう計画する。 ※ 学校栄養士（栄養教諭・学校栄養職員・会計年度任用職員の総称以下、学校栄養士という。）が計画的に授業等に参画できるよう、年間指導計画に位置付ける。 ※ 地域の人材や協力企業などを把握し、連携した指導が行えるよう、年間指導計画に位置付ける。</p> <p>◎3 地域学校園の食に関する指導の年間指導計画の作成・活用 地域学校園の児童生徒の実態を把握し、小・中学校の9年間を通した一貫性のある指導が行えるよう、地域学校園の年間指導計画を作成して指導を行う。</p> <p>◎4 献立計画の作成 学校給食を生きた教材として活用できるよう、各教科等の学習内容と関連させた献立計画を作成する。 （例：学習した食材の給食での使用、献立を活用した栄養指導 など）</p>

	<p>◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実</p> <p>元気アップ教育の全体計画を作成し、「体力向上」「保健教育」「食育」「安全教育」の計画を一体的に捉えて、小・中学校の9年間を見通して継続的・計画的に推進するための基本的な考え方と方向性を示し、全職員が目標や指導の重点事項を共通理解し、共通実践できるようにする。</p> <p>健康教育の各分野の年間指導計画を活用し、相互の関連性や系統性を留意して、発達の段階に応じた教育活動を展開するとともに、PDCAサイクルによる計画の見直しを行いながら、指導の充実を図る。</p> <p>◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実【新】G】</p> <p>1人1台端末などのデジタルを効果的に活用し、食育に関する指導の充実を図る。</p> <p>食に関する指導においては、食育の動画やプレゼンテーションソフトで作成した資料等を活用する、お弁当の日に、お弁当を作っている様子を写真や動画などで記録に残し、自己評価や家庭でのふりかえりに活用するなど、1人1台端末を活用した指導の充実を図る。</p> <p>※ 市教育委員会は、1人1台端末を活用した食に関する指導の好事例を各学校に紹介する。</p>
事業	◎学校栄養士による食に関する指導
目的	学校栄養士と担任等が連携し、適切な指導を年間指導計画に基づき計画的に行うことにより、児童生徒の食への理解を深め、望ましい食習慣を身に付けさせる。
取組	<p>◎学校栄養士の授業参画【画】</p> <p>○1 ティームティーチング 家庭科〔技術・家庭科〕、体育科〔保健体育科〕、学級活動等の食に関する授業において、年間指導計画に基づき、学校栄養士が担任等と連携してティームティーチングを行う。</p> <p>◎2 教材作成や資料提供 家庭科〔技術・家庭科〕、体育科〔保健体育科〕、学級活動等の食に関する授業において、児童生徒が理解を深められるよう、学校栄養士は教材の作成や、資料提供を行う。</p> <p>○食育ミニ講話の実施 給食時や朝会等に、学校栄養士が栄養や食材、食事マナー、食文化、自分の健康を考えて食べること、食品ロスなど食に関する講話を行う。 ※ 「食育月間（6月）」、「とちぎ食育推進月間（10月）」、「食品ロス削減月間（10月）」、「全国学校給食週間（1月）」などの機会を捉えて行う。</p>

事業	③給食の時間における食に関する指導
目的	給食の準備、会食、後片付けなどの一連の実践活動を通して、正しい食事のとり方や望ましい食習慣、食品を選択する能力、食への感謝の気持ちなどを身に付けられるようにする。
取組	◎食事マナー指導【重 拡】 給食の時間を活用し、校内で統一した食事マナー指導に継続的に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> 給食の時間に学校栄養士が各学級を巡回しながら指導したり、ランチルーム使用時に指導したりするなどして、学級担任と連携して指導を行う。 各学級で活用できる校内で統一した食事マナーについての資料を作成し、給食の時間に活用する。 「食事マナー指導に関する手引き」（市教育委員会作成）を活用する。 ※ 校内や地域学校園で食事マナー重点指導週間（月間）を設定し、全校一斉に指導を展開する。
	◎給食の準備や片付け、配膳指導
	◎1 給食の準備や片付け <ul style="list-style-type: none"> 責任感や連帯感を養えるよう、給食の準備や片付けなどの共同作業を行わせる。 衛生に気を付けて食事をとることができるよう、給食前の手洗いや給食当番の身支度などを指導する。 ※ 給食当番や配膳を行う教職員については、「衛生検査表」を記録する。 <ul style="list-style-type: none"> 環境や資源に配慮し、ごみの分別や牛乳パックのリサイクル、牛乳のストローレスに取り組む。
	◎2 配膳指導 1人分の適切な量や盛りつけ方、食器の並べ方を指導する。
	○交流給食の実施（校内での交流給食） 好ましい人間関係を育み、会食のマナーを身に付けさせるために、同じ学級の仲間以外と、給食時の活動や食事を共にする機会を設定する。 （例：学年間交流給食、異学年間交流給食、縦割り班交流給食、担任以外の先生との交流給食 など）

事業	④工夫した献立の活用
目的	給食を「生きた教材」として活用できるよう献立を工夫することにより、児童生徒の体位の向上、健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を育成する。
取組	◎「学校給食摂取基準」に基づく栄養バランスのとれた献立の作成 望ましい食事のモデルとなるよう、栄養のバランス、食材の組み合わせ、調理法等を工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> 市教育委員会作成の「標準献立」を約2/3取り入れ、約1/3のオリジナル献立を作成する。 児童生徒が必要な栄養を摂取できるよう、残食の原因を分析し、改善を図る。

取 組	<p>◎教科や他の教育に関連した給食の実施</p> <p>食への理解を深めるとともに、学習への興味・関心や意欲を引き出せるよう、各教科や各教育に関連のある食品や料理を給食の献立に組み入れる。</p> <p>(例:理科や社会科等で学習した食材の使用,保健教育と連携した献立の提供(かみかみ給食など),図書館教育と連携した給食の提供(お話給食),国際理解教育やオリンピック・パラリンピック教育と連携した給食の提供 など)</p>
	<p>◎地産地消の推進【拡 G】</p>
	<p>◎1 地場産物の活用促進</p> <p>地域の自然や農業など地域への理解を深め、郷土への愛情を育めるよう、新鮮な地場産物を給食に活用する。</p> <p>※ 「学校給食における地産地消システム」を活用する。</p> <p>※ 「学校給食における地産地消実施マニュアル」(市教育委員会作成)を活用する。</p>
	<p>◎2 生産者等の紹介及び指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食で地場産物を使用する際には、併せて教材として活用した指導を行う。 ・ 地場産物について給食時の校内放送,献立表,食育だより,食育掲示コーナーで紹介する。 <p>(例:地場産の食材の特徴や栄養価について,地場産物に関するクイズ,農産物を生産するにあたっての努力や工夫の紹介 など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産物について,プレゼンテーションソフトで作成した資料や動画を活用して指導する。 <p>※ 「地産地消推進委員会」を設置し,地域農産物の調達や使用方法,食に関する指導に関することなどを検討する。</p>
	<p>◎米飯給食の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本型食生活の良さを理解できるよう,米飯給食を週4回提供し,米飯を主食とした献立の充実を図る。 ・ 宇都宮市産の米を使用した米飯給食を推進する。 ・ ご飯の盛り付け方,配膳の仕方,箸の持ち方を指導する。 <p>※ 献立作成の際には,多様な献立を提供できるよう,各学校や各地域学校園のオリジナル米飯給食献立「米飯給食レシピ」を参考にする。</p> <p>[参考]「日本型食生活」とは,昭和50年代ごろの食生活のこと。 ごはんを主食としながら,主菜・副菜に加え,適度に牛乳・乳製品や果物が加わった,バランスのとれた食事(農林水産省)</p>
	<p>○セレクト給食,バイキング給食の実施</p> <p>食品を選択する能力や自己管理能力を育成することを目的として,自分に適した食事量やバランスのよい食べ方が体験できるよう,セレクト給食やバイキング給食を実施する。</p>

事業	⑤食文化の継承
目的	郷土料理や行事食を提供することを通して、自分たちの住む地域や日本の食文化に対する理解を深め、郷土への愛情を育む。
取組	<p>◎郷土料理、行事食の提供を通じた食文化の学習の推進【重 G】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県に伝わる郷土料理や他県に伝わる郷土料理を献立に取り入れて提供する。 ・ 季節ごとの行事やお祝いの日にあわせて、それぞれの旬の食材を使用した行事食を献立に取り入れて提供する。 ・ 日本の食文化の素晴らしさを理解させ、郷土を尊重する心を育成するため、郷土料理や行事食の提供にあわせて、その料理の特徴や由来などをプレゼンテーションソフトで作成した資料や動画を活用し説明する。 (例：給食時の校内放送、献立表、食育だより、食育掲示コーナー等で紹介する。) <p>※ 『食文化』に関する指導資料集、『食文化』に関する実践事例集(市教育委員会作成)を活用する。</p>
	<p>◎「宮っ子ランチ」の提供を通じた食文化の学習の推進【重】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本や自分たちの住む地域の食文化への理解を深めるため、宇都宮市の特産品を使用した和食献立「宮っ子ランチ」を、全校において提供する。 ・ 「宮っ子ランチ」の提供にあわせて、市教育委員会作成の指導資料を活用するなどして宇都宮市の気候風土や先人によって培われた食文化を伝える。
	<p>◎「宇都宮学」と関連した食文化の学習の推進【新】</p> <p>自分たちの住む宇都宮や地域の食文化に対する理解を深め、郷土への愛情を育むため、社会科などの教科等や総合的な学習の時間等において宇都宮学副読本を活用した食文化の学習の指導を行う。</p> <p>〔例：宇都宮学副読本にある食に関するテーマと学習内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学5年：テーマ「宇都宮の自然と交通」④宇都宮の農作物 ・ 小学6年：テーマ「宇都宮の伝統文化」⑤宇都宮の郷土料理 ・ 中学2年：テーマ「魅力あふれる宇都宮」④食や芸術が華やぐ まち宇都宮

3 (2) 家庭や地域等との連携による食育の推進

「社会に開かれた教育課程」の重視

事業	①専門の知識や技能をもつ人材の活用
目的	専門性や経験に基づく講話や指導により、健康教育の各分野における課題を解決するために必要なことへの理解を深め、実践意欲を高められるようにする。
取組	○講演会や出前講座の開催 食育に関することをテーマとした保護者対象の講演会や保護者及び児童生徒対象の出前講座を開催する。 (講演会の例：望ましい食習慣や食事マナー，食文化，地産地消などをテーマとしたもの) (出前講座の例：食に関する講話，調理実習 など) ※ 生涯学習課「親学出前講座」や学校教育課「出前授業・食育派遣」等を活用する。 ※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。
	○ボランティアティーチャーを招いた授業の実施 食に関する学習において、ボランティアティーチャーを招いて授業を展開する。 (例：調理員，生産者，食に携わる仕事をしている人 など) ※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。

事業	②家庭との双方向での取組の実施
目的	学校と家庭が情報を共有し、一体となって取り組むことにより、児童生徒の実態に応じ、適切な指導を行い、日常生活における望ましい生活習慣の定着を図る。
取組	◎健康診断や体力チェック，アンケート等の結果の家庭への周知 健康診断や体力チェック，アンケート等の結果を家庭に周知することにより、健康状態や運動能力，健康・食育・安全に関する意識等を把握し、健康で安全な生活を送ることができるよう働きかける。 ※ 個人への結果の通知に加え，各種たより等で市や学校の傾向を周知する。
	◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導 家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かして，児童生徒の実態に適した指導に当たる。

取 組	<p>◎個に応じた指導【拡】</p> <p>児童生徒の現状を踏まえて、体力の向上、生活習慣病の予防、食物アレルギーへの対応、安全の確保などの観点から、学級担任や養護教諭、学校栄養士等が連携して、個別の事情に応じた相談指導を行う。</p> <p>また、「元気っ子生活習慣チェック」等を有効活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>(例：朝食欠食、偏食、肥満・痩身、孤食、食物アレルギー など)</p> <p>※ 必要に応じて健康教育の他の3つの分野と関連を図る。</p>
	<p>◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施【拡 G】</p> <p>宮っ子ダイアリーに掲載している「元気っ子生活習慣チェック」のチェックシートや、各学校において独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、運動・規則正しい生活・食事・安全に関する項目をチェックすることにより、自分の生活を振り返り、より健全な生活を送ることができるようにするとともに、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>※ 市教育委員会は「元気っ子生活習慣チェック(1人1台端末版)」を作成し、生活習慣の改善に向けて活用できるよう進めていく。</p>

事 業	③家庭・地域等に対する啓発
目 的	各学校における健康教育の取組を家庭や地域等に積極的に発信し、健康や安全に対する関心を高め、理解を深める。
	<p>◎デジタルを活用した取組【拡 G】</p> <p>◎1 ホームページの活用 ホームページに、食に関する内容を掲載し、家庭に紹介する。 (例：献立表、食育だより(給食だより)、食育の取組 など)</p> <p>◎2 w e bサイトの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 市教育委員会では、家庭の食への関心を喚起するため、料理レシピ検索・投稿サイトである「クックパッド」に開設している「宇都宮市学校給食キッチン」で学校給食レシピや食育の取組を家庭に紹介する。 各学校は、給食で提供した献立のレシピや学校での食育の取組に関する情報を市教育委員会に提供する。 <p>※ 市教育委員会は、官公庁や関係機関等が作成したw e bサイトや食育動画が視聴できるw e bサイトを随時紹介し、家庭で活用できるようにする。</p>

取組	◎たよりによる学校の取組の発信
	各種たよりを通して、食事マナーの指導や食文化の学習の取組など、学校における食育に関する取組等を家庭・地域等に積極的に発信する。 ※ 市教育委員会は、もぐもぐだよりを発行する。
取組	○健康教育に関する情報の展示
	行事やイベントなど、保護者や地域の方が多く集まる機会に、食に関することをテーマとした展示を行う。 ※ 市教育委員会は、「食育月間(6月)」、「うつのみや食育フェア」「人づくりフォーラム」、「全国学校給食週間(1月)」などに関連して、学校における食育を紹介するパネル展示を行う。

事業	④食に関する意識・実践力を高める取組の実施
目的	家庭に理解と協力を求め、実践の機会を創出することにより、食への関心を高め、学校で学んだことを自分の食生活に生かせるようにする。
取組	◎「お弁当の日」の実施【重 G】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事について親子で共に考える機会を創出し、児童生徒の食への関心を高め、感謝の心を育むことを目的として「お弁当の日」を年に2回以上実施する。 ・ 小・中学校の9年間を通して、自分の健康を考え、判断し、実践できる児童生徒を育成できるよう、本市独自に定めた「学年ごとのねらいと目標」を全教職員で共有して指導に当たる。 ・ 事前指導や事後指導を行い、系統的に指導する。 ・ 1人1台端末等を活用し、自己評価や家庭での振り返りをする。 ※ 詳細は、「新お弁当の日資料」(市教育委員会作成)を参照する。
	○食育関係コンクール等への参加
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他機関や企業等による食育関係のコンクールやイベントを児童生徒に周知する。 ・ 県教育委員会主催の「食育啓発事業絵画・ポスターコンクール」、中学生対象の全国中学生ものづくり教育フェア「あなたのためのお弁当コンクール」の参加について呼びかける。 ※ 市教育委員会は、企業等の作品応募一覧について、イントラネットで紹介する。

	<p>○食に関する体験的な活動の実施</p>
	<p>○1 農業体験の実施</p> <p>栽培の工夫や苦勞, 収穫の喜びを知り, 食への感謝の気持ちを育成できるように, 農作物の栽培や収穫などを行う。</p> <p>※ 栽培や収穫の仕方について, 地域の生産者等に直接指導をしていただく, または, デジタルを活用する。</p> <p>※ 収穫した農作物を調理したり, 給食に活用したりして味わえるようにする。</p>
	<p>○2 生産者等との交流</p> <p>感謝の気持ちを育むため, 生産者や納入業者, 調理員等, 食に携わる人と交流する。</p>
	<p>○3 ふれあい給食の実施(招待給食, 親子給食)</p> <p>社会性や人間性を育てられるよう, 同じ学級の仲間以外と, 給食時の活動や食事を共にする機会となる「ふれあい給食」を実施する。 (例: 保護者, 生産者, 高齢者, 幼稚園児 など)</p>
	<p>○4 親子料理教室の開催</p> <p>親子で一緒に食事を作る機会を提供することを通して, 食への関心を高められるよう, 親子料理教室を開催する。 (例: 地域学校園内の小・中学校が合同で実施したり, 地域協議会や地域の食生活改善推進員の取組等と連携して実施したりする。)</p>

3 - (3) 食育のための体制・環境づくり

事業	①校内や地域学校園における推進体制の整備
目的	健康教育を推進するための校内や地域学校園における体制を整備し, 教育活動全体を通して, 体系的かつ継続的な指導を行えるようにする。
取組	◎全校体制による推進【重】
	<p>全教職員が共通理解を図るとともに, 健康教育(体力向上, 学校保健, 食育, 学校安全)の各担当者が連携し, 健康教育の各分野を一体的に捉えた取組を推進する。</p> <p>※ 食に関する指導年間指導計画に沿って, 学校全体で連携した指導が行えるよう, 校内研修等において共通理解を図る。</p>
	◎地域学校園内の各担当者の連携による推進
	<ul style="list-style-type: none"> 「学習と生活についてのアンケート」の調査結果等を参考に, 地域学校園の児童生徒の実態を把握し, 課題の改善を図るため, 小中一貫した指導の充実を図る。 地域学校園における健康教育の各分野の担当者が連携し, 指導内容の充実と効率化を図る。

事業	②家庭・地域等との協力体制の推進
目的	健康教育に関する指導の効果を高めるため、保護者や地域等との連携・協力体制を推進し、活性化を図る。
取組	◎各種委員会の活性化 児童生徒の健康課題に適切に対応するため、学校・家庭等が連携する学校保健委員会や学校給食委員会等を活用し、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりや食育を推進する。
	◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施 魅力ある学校づくり地域協議会と連携し、健康教育に関する児童生徒の課題を共有し、その解決に向けて保護者に働き掛ける取組を実施する。 (例：学校と地域が連携した料理教室、地域協議会と連携した農業体験など)

事業	③指導者の資質向上
目的	健康教育の各分野に関する研修会の開催・参加等を通し、教職員の指導力の向上を図る。
取組	◎研修会の開催・参加
	◎1 校内や地域学校園での研修会（専門部会）の開催 校内の教職員が共通理解を図り、質の高い指導を行えるよう、校内や地域学校園での研修会を開催する。 (例：食物アレルギー対応、「お弁当の日」の指導、給食室衛生管理など)
	◎2 市教育委員会等が開催する研修会への参加 市教育委員会等が主催する研修会（学校給食研修会等）に参加する。参加者は、研修会で得たことを自校の教職員に伝達し、校内での取組に生かす。
	◎指導内容の共有化による指導力の向上
◎1 校内や地域学校園での指導内容の共有化 校内や地域学校園で健康教育の各分野に関する指導方法や資料を共有化する。	
◎2 市教育委員会等の作成する指導資料の活用 市教育委員会等で作成した健康教育の各分野に関する各指導資料を活用する。 ※ 市教育委員会作成の資料等は、P. 72, 73参照	

事業	④食事にふさわしい環境づくり
目的	食べることを楽しみ、豊かな人間関係の醸成の場となるよう、食事環境を整える。
取組	◎和やかな食事の場の工夫
	<ul style="list-style-type: none"> 給食の前には、空気の入れ換えや身の回りの整とん、清潔で気持ちの良い環境を整える。 楽しく和やかな雰囲気ですべられるよう、環境づくりを工夫する。 皆が気持ちよく食べられるよう、食事のマナーを守って食べるよう指導する。
	○ランチルームの活用（ランチルームを設置している学校のみ）
	○1 環境整備
	<ul style="list-style-type: none"> 清潔で衛生的な食事をする場としてふさわしい環境を整える。 壁面に、食育関係の資料を掲示する。
	○2 利用計画の作成
	<p>利用計画を立て、効果的に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ランチルームの使用時に、学校栄養士による食育ミニ講話やバイキング給食、交流給食など、多様な形態の学校給食を計画するとよい。 <p>※ ランチルームのない学校は、各教室や多目的教室などの環境づくりを工夫する。</p>
	◎食育情報スペースの確保・整備
◎1 各教室の食育掲示コーナー	
<ul style="list-style-type: none"> 献立表や食育だよりを掲示する。 給食当番表や給食の決まりなどを掲示する。 	
◎2 共有スペースの食育掲示コーナー	
<p>食への関心を高め、理解を深めるための資料を掲示する。</p> <p>(例：特別献立の説明、食材の説明、地場産物の説明、生産者の紹介、給食室の様子、調理員の紹介、月の目標に関連した啓発資料など)</p>	
◎食器具の整備	
◎1 食事内容に応じた食器具の整備	
<p>箸、スプーン、フォーク等、食事の内容に応じた食器具を使用できるように整備する。</p> <p>※ 食物アレルギー対応食は、誤食を防ぐため、他の児童生徒とは別に色付き食器など、個別の食器に配食する。</p>	
◎2 衛生に配慮した食器具の整備	
<p>食器具の劣化に対応し、計画的に更新を行う。</p>	

事業	⑤安全に配慮した給食の提供
目的	安全面・衛生面に十分配慮し、児童生徒に安全・安心な給食を提供する。
取組	◎給食室の管理・運営【拡】
	◎1 正確かつ安全な調理 施設・設備や作業能力に見合った「作業工程表」,「作業動線図」を作成し、正確かつ安全な調理を行えるようにする。 ◎2 感染症・食中毒及び異物混入への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症や食中毒が起こらぬよう、国の「学校給食衛生管理基準」に基づいた給食室内の環境整備と更なる運用の徹底により衛生管理の向上を図る。 ・ 感染症や食中毒の集団発生が起きた場合には、適切な処置をとり、病気の蔓延を防止する。 ・ 異物混入に関する防止策を講じるとともに、発生時には適切な措置を講じる。 ※ 学校給食施設及び設備の整備については、市教委が別途整備計画を検討する。
	◎食材の安全性の確保
	◎1 食材の安全・衛生管理 安全で新鮮な食材を調達し、衛生的に管理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼のおける食材納入業者を選定する。 ・ 食材の納入に当たっては、検収を行い、安全を確認する。 ・ 納入後は、保存基準に従って、冷蔵冷凍設備等に保管する。 ※ 「学校給食衛生管理基準」に基づいて行う。 ◎2 放射性物質検査の実施 給食に対する安心感を高めるため、給食食材に含まれる放射性物質の量を検査し、その結果を公表する。

取 組	◎食物アレルギー対応
	◎1 食物アレルギー対応委員会による食物アレルギーをもつ児童生徒への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食物アレルギーをもつ児童生徒に対しては、市教育委員会作成の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて実施する。 ・ 対応にあたっては、医師の記入する「学校生活管理指導表」に基づき、学校・家庭が一体となって、対象児童生徒が心身ともに健康な学校生活を営めるようにする。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食物アレルギー調査 ・ 食物アレルギー対応における面談 ・ 除去食，代替食の提供 など </div>
	◎2 食物アレルギーについての理解を深めるための指導 食物アレルギーをもつ当該児童生徒だけでなく、周りの児童生徒も含めて、食物アレルギーについて正しく理解できるよう指導する。
	◎3 緊急時の対応 食物アレルギーの誤食等が発生したときに、迅速かつ適切に対応できるよう、連絡・対応体制を構築する。

事 業	⑥食育関係機関・団体との連携
目 的	食育関係機関・団体と連携を図り、学校の食育をより円滑に推進する。
取 組	○地産地消を推進するための農政部門との連携
	地元の生産者や納入業者、宇都宮市中央卸売市場、JA等との連携体制を構築し、学校給食に新鮮な地元の食材を活用できるようにする。
	○健康を保持増進するための健康部門との連携
	地域の食生活改善推進員等と連携し、児童生徒が食への関心を高め、食生活の課題の解決を図ることができるようにする。
	○食生活に課題を抱えた場合における福祉部門との連携
朝食欠食、孤食など、家庭環境により食生活に課題を抱える児童生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーや民生委員等と連携し、改善を図る。	

施策の柱4 学校安全の推進

危険を予測し、自らの命を守り抜くための行動力を身に付け、生涯を通して、安全な生活を送り、安全な社会づくりに貢献できる資質・能力を育成します。

4—(1) 安全教育の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた
授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

〔凡例〕

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

■：新規事業 ■：重点事業 □：拡充事業 □：GIGAスクール構想に資する事業

事業	①教科等における指導
目的	健康教育に関する「全体指導計画」や「年間指導計画」等を定期的に見直し、改善を図りながら、児童生徒や地域の実態に応じた適切な指導を行うことにより、自ら考え行動し、心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質・能力を育成する。
取組	◎学校安全に関する全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実
	◎1 学校安全に関する全体計画の作成・活用・評価・改善 学校教育活動全体の中で学校安全に関する指導を計画的、組織的に行えるよう全体計画を作成し、PDCAサイクルを確立して指導の充実を図る。
	◎2 学校安全年間指導計画の作成・活用 各教科等における安全教育に関わる内容を抽出し、学年ごとに指導計画を立て、継続的・計画的に実施する。 ※ 健康教育の各分野との関連を図った指導ができるよう計画する。 ※ 地域の人材や協力企業などを把握し、連携した指導が行えるよう、年間指導計画に位置付ける。 ※ 各種訓練においては、児童生徒の実態に応じ、適宜内容を見直す。
	◎元気アップ教育の全体計画に基づく指導の充実 元気アップ教育の全体計画を作成し、「体力向上」「保健教育」「食育」「安全教育」の計画を一体的に捉えて、小・中学校の9年間を見通して継続的・計画的に推進するための基本的な考え方と方向性を示し、全職員が目標や指導の重点事項を共通理解し、共通実践できるようにする。 健康教育の各分野の年間指導計画を活用し、相互の関連性や系統性を留意して、発達の段階に応じた教育活動を展開するとともに、PDCAサイクルによる計画の見直しを行いながら、指導の充実を図る。

取組	◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実【新 G】
	<p>1人1台端末などのデジタルを効果的に活用し、学校安全に関する指導の充実を図る。</p> <p>交通安全教育において、動画やデジタル教材を活用し、歩行時や自転車乗車時の安全の理解を深めることや、防災教育において、webサイトに掲載されているハザードマップから危険箇所や浸水想定区域、避難所を確認することなど、1人1台端末を活用した指導の充実を図る。</p> <p>※ 市教育委員会は、1人1台端末を活用した安全教育に関する指導の好事例を各学校に紹介する。</p>

事業	②生活安全の推進
目的	日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。
取組	◎不審者対応避難訓練の実施【重 拡】
	<p>不審者が、校内や敷地内に侵入した場合に、児童生徒が危険を理解し自身の安全を確保できるような対応や避難の方法を確認するとともに、職員の対応など、多様な観点から対策を検討し実施する。</p> <p>※ 下校後や休日等の不審者に対する対応（例：いかのおすし）も指導する。</p> <p>※ 学校の実態に応じて隔年で実施する場合は、実施しない年においても危機発生時の対応について指導する。</p>
	◎危険の理解と安全確保【重 G】
	◎1 地域安全マップの作成・活用（全小学校）
	<p>児童の参加による地域安全マップの作成を通して、児童に危険予測能力や危険回避能力を身に付けさせる。</p> <p>※ 地域安全マップを作成する際に、掲載する場所の状況がわかる画像を使用したり、発表の際にプレゼンテーションソフトを活用したりするなど、デジタルを効果的に活用する。</p>
	◎2 情報ネットワークの適正利用
	<p>スマートフォンやパソコン等、情報ネットワークの適切な利用の仕方についての知識を身に付け、情報機器の活用能力を高めるとともに、SNS等による犯罪被害から児童生徒を守る。</p>

事業	③交通安全の推進
目的	様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行や自転車の利用ができるようにする。
取組	<p>◎交通安全教育による危険の理解及び実践力の育成【重 G】</p> <p>◎1 「交通安全教室」の実施 関係機関との連携による「交通安全教室」を実施することにより、児童生徒の交通場面における危険について理解を深めるとともに、自己の安全を守るための判断力や実践力を育成する。 ※ 登下校時の安全についても指導する。</p> <p>◎2 「自転車免許事業」の実施（全小学校） 全小学校4年生を対象に、関係機関との連携により「自転車免許事業」を実施することにより、自転車乗車時の交通安全に関する理解を深めるとともに、二輪車の特性を理解し、交通安全に配慮した行動がとれるようにする。事業を受講した5、6年生の児童に対し、事業実施後も交通安全ルールについて振り返る機会を設け交通安全意識の定着を図る。</p> <p>◎3 「デジタルを活用した交通安全教育」の実施 webサイトや動画などを活用し、交通場面における危険について理解を深めるなど、デジタルを活用した交通安全教育を取り入れ、交通安全の推進を図る。</p>

事業	④災害安全の推進
目的	全国各地で想定外の災害が発生している状況があることから、災害発生時における危険について理解することで、災害への備えや、自らの命を守る適切な行動をとることができるようにするとともに、地域の防災活動や災害時に自身が担う役割について考えることができる。
取組	<p>◎災害時における適切な行動と役割の理解及び実践力の育成【重 拡】</p> <p>◎1 弾道ミサイルなど様々な災害を想定した避難訓練の実施 弾道ミサイル・火災・地震・竜巻・土砂・水害等を想定した避難訓練を実施することにより、児童生徒の危険予測や、危機発生時に状況に応じた最善の行動がとれる判断力や行動力を高められるようにする。 ※ 地震を想定した避難訓練の際は、訓練内容に応じて緊急地震速報の音源を使用する。</p> <p>◎2 立地条件を踏まえた災害に関する指導の充実 学校敷地内や学区内に浸水想定区域や土砂災害警戒区域を抱える学校においては、関係機関との連携による河川の氾濫に対応した避難訓練や、山地防災に関する講習会等、立地条件を踏まえた防災教育を行うことにより、児童生徒の災害安全に関する理解を深めるとともに、自己の安全を守るための判断力や実践力を育成する。</p>

取組	◎「防災教育の手引き」を活用した指導
	各学校における学校安全計画に防災教育を明確に位置付け、指導の充実を図るとともに、児童生徒が自ら危険を予測し回避できる能力を高めることができるよう、本市が作成した「防災教育の手引き」を活用し、防災教育の充実を図る。

4-1(2) 家庭や地域等との連携による安全教育の推進 「社会に開かれた教育課程」の重視

事業	①専門の知識や技能をもつ人材の活用
目的	専門性や経験に基づく講話や指導により、健康教育の各分野における課題を解決するために必要なことへの理解を深め、実践意欲を高められるようにする。
取組	○講演会や出前講座の開催 学校安全に関することをテーマとした保護者対象の講演会や保護者及び児童生徒対象の出前講座を開催する。 (例：防災、携帯やスマートフォンの利用に関する講話 など) ※ 必要に応じて、健康教育の他の3つの分野と関連を図る。
	○ボランティアティーチャーを招いた授業の実施 学校安全に関する学習において、ボランティアティーチャーを招いて授業を展開する。

事業	②家庭との双方向での取組の実施
目的	学校と家庭が情報を共有し、一体となって取り組むことにより、児童生徒の実態に応じ、適切な指導を行い、日常生活における望ましい生活習慣の定着を図る。
取組	◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知 健康診断や体力チェック、アンケート等の結果を家庭に周知することにより、健康状態や運動能力、健康・食育・安全に関する意識等を把握し、健康で安全な生活を送ることができるよう働きかける。 ※ 個人への結果の通知に加え、各種たより等で市や学校の傾向を周知する。
	◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導 家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かして、児童生徒の実態に適した指導に当たる。

取組	<p>◎個に応じた指導【拡】</p> <p>児童生徒の現状を踏まえて、体力の向上、生活習慣病の予防、食物アレルギーへの対応、安全の確保などの観点から、学級担任や養護教諭、学校栄養士等が連携して、個別の事情に応じた相談指導を行う。</p> <p>また、「元気っ子生活習慣チェック」等を有効活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>(例：登下校、校内での生活、情報機器の使用、遊具の使用 など)</p> <p>※ 必要に応じて、健康教育の他の3つの分野と関連を図る。</p>
	<p>◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施【拡 G】</p> <p>宮っ子ダイアリーに掲載している「元気っ子生活習慣チェック」のチェックシートや、各学校において独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、運動・規則正しい生活・食事・安全に関する項目をチェックすることにより、自分の生活を振り返り、より健全な生活を送ることができるようにするとともに、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>※ 市教育委員会は「元気っ子生活習慣チェック(1人1台端末版)」を作成し、生活習慣の改善に向けて活用できるよう進めていく。</p>

事業	③家庭・地域等に対する啓発
目的	各学校における健康教育の取組を家庭や地域等に積極的に発信し、健康や安全に対する関心を高め、理解を深める。
取組	<p>◎デジタルを活用した取組【拡 G】</p> <p>学校デジタル連絡ツール、学校ホームページなど、デジタルを活用し、各学校における学校安全に関する取組を家庭や地域等に積極的に発信する。</p> <p>(例：地域安全マップ作成の取組、通学路合同点検の取組 など)</p> <p>※ 市教育委員会は、災害が予測される場合や災害が発生した場合など、緊急を要する場合には、学校デジタル連絡ツールを活用し児童生徒及び保護者、学校関係者に対し、直接、災害に関する連絡を行うとともに、積極的に情報を発信し、児童生徒の安全確保を図る。</p> <p>※ 市教育委員会は、官公庁や関係機関等が作成したwebサイトを随時紹介し、家庭で活用できるようにする。</p>
	◎たよりによる学校の取組の発信
	各種たよりを通して、避難訓練、交通安全教室、自転車免許事業、引渡し訓練など、学校における安全教育の取組等を家庭・地域等に積極的に発信する。

取組	○健康教育に関する情報の展示
	行事やイベントなど、保護者や地域の方が多く集まる機会に、健康教育の各分野に関することをテーマとした展示を行う。

事業	④安全の意識・実践力を高める取組の実施					
目的	児童生徒が、日常生活および災害発生時に、適切な意思決定と行動選択ができる力を身に付けることができるよう、安全に関する取組の充実を図る。					
取組	<p>◎自転車乗車時の安全対策【拡】</p> <p>◎1 小学生の自転車乗車時におけるヘルメットの着用努力義務化 「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行に基づき、日常生活における自転車乗車時のヘルメット着用を推進することにより、交通安全に関する意識を高め、事故発生時の頭部への損傷を防ぐ。</p> <p>◎2 中学校の登下校時における自転車通学者のヘルメット着用義務化 中学校の登下校時における自転車通学者のヘルメット着用を義務化することにより、交通安全に関する意識を高めるとともに、事故時の頭部への損傷を防ぐ。 また、「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行に基づき、登下校時以外の着用についても一層推進していく。</p> <p>◎3 自転車の点検及び整備・自転車損害賠償責任保険等への加入 児童生徒及び保護者に対して、自転車の点検及び整備と自転車損害賠償責任保険等への加入について周知し、自転車乗車時の安全性を確保していく。 中学校においては、登下校時だけでなく、学校行事・部活動等で自転車を利用する場合には、必ず保険に加入するよう指導するとともに、加入の状況を確認する。</p> <p>※ 「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (R4. 4)」の施行に基づき、小・中学生の自転車の安全な利用を推進する。</p>					
	○体験的な訓練手法の活用					
	<p>○1 地区防災訓練への参加 児童生徒の地区防災訓練への参加により、地域防災体制の理解促進を図るとともに、災害時に自身が担う役割について考える。</p> <p>○2 実践的な判断力を育む机上訓練 児童生徒が、日常生活および災害発生時に、適切な意思決定と行動選択ができる力を身に付けることができるよう、体験的な訓練手法を活用する。</p> <table border="1" data-bbox="488 1944 1098 2063"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>訓練手法例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>・「なまずの学校」</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>・HUG（避難所運営ゲーム）</td> </tr> </tbody> </table>	校種	訓練手法例	小学校	・「なまずの学校」	中学校
校種	訓練手法例					
小学校	・「なまずの学校」					
中学校	・HUG（避難所運営ゲーム）					

4 - (3) 安全教育・安全管理等のための体制・環境づくり

事業	①校内や地域学校園における推進体制の整備
目的	健康教育を推進するための校内や地域学校園における体制を整備し、教育活動全体を通して、体系的かつ継続的な指導を行えるようにする。
取組	◎全校体制による推進 全教職員が共通理解を図るとともに、健康教育（体力向上、学校保健、食育、学校安全）の各担当者が連携し、健康教育の各分野を一体的に捉えた取組を推進する。
	◎地域学校園内の各担当者の連携による推進 ・ 「学習と生活についてのアンケート」の調査結果等を参考に、地域学校園の児童生徒の実態を把握し、課題の改善を図るため、小中一貫した指導の充実を図る。 ・ 地域学校園における健康教育の各分野の担当者が連携し、指導内容の充実と効率化を図る。

事業	②家庭・地域等との協力体制の推進
目的	健康教育に関する指導の効果を高めるため、保護者や地域等との連携・協力体制を推進し、活性化を図る。
取組	◎各種委員会の活性化 児童生徒の健康課題に適切に対応するため、学校・家庭・地域の関係機関などが連携する学校保健委員会や学校給食委員会等を設置し、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する。
	◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施 魅力ある学校づくり地域協議会と連携し、健康教育に関する児童生徒の課題を共有し、その解決に向けて保護者に働きかける取組を実施する。 (例：地域協議会や保護者と連携した「子ども110番の家」の確認・挨拶、地域ぐるみの防災訓練 など)

事業	③指導者の資質向上
目的	健康教育の各分野に関する研修会を開催・参加等を通し、教職員の指導力の向上を図る。
取組	◎研修会の開催・参加
	◎1 校内や地域学校園での研修会（専門部会）の開催 校内の教職員が共通理解を図り、質の高い指導を行えるよう、校内や地域学校園での研修会を開催する。 (例：校内における日々の安全教育、登下校の指導、各種避難訓練など)
	◎2 市教育委員会等が開催する研修会への参加 市教育委員会等が主催する研修会（保健安全教育指導者研修等）に参加する。 参加者は、研修会で得たことを自校の教職員に伝達し、校内での取組に生かす。
	◎指導内容の共有化による指導力の向上
	◎1 校内や地域学校園での指導内容の共有化 校内や地域学校園で健康教育の各分野に関する指導方法や資料を共有化する。
	◎2 市教育委員会等の作成する指導資料の活用 市教育委員会等で作成した健康教育の各分野に関する各指導資料を活用する。 ※ 市教育委員会作成の資料等は、P. 72, 73参照

事業	④安全管理
目的	危険を早期に発見し速やかに除去するとともに、学校における事件・事故対策の充実を図る。
取組	◎安全点検の実施 児童生徒の安全な学習環境の確保を図るため、施設・設備、器具・用具等の定期的な安全点検を実施し、点検に基づき維持管理や改善を図る。 点検の際は、腐食や劣化による破損等がないか、目視及び必要に応じて触診等を行い確認する。
	◎防犯に関する機器等の整備
	児童生徒の安全な環境を確保するため、「防犯カメラ」や「さすまた」など、防犯に係る機器等を整備するとともに、定期的な確認を行う。

事業	⑤登下校における安全対策
目的	児童生徒の生活する環境は、日々変化することから、定期的な点検や体制の構築など、関係機関と協力し、効果的な安全対策を推進する。
取組	◎関係機関や保護者と連携した安全対策の実施
	◎1 「スクールガードシステム」 スクールガード・チーフを中心として、児童生徒の登下校時の安全を確保するために、保護者・地域・学校が一体となった体制を構築し、児童の登下校時の立哨及び見守り活動を行う。 ※ 登下校時の見守りの取組として、デジタルを活用したシステムについて調査研究する。
	○2 引渡し訓練等の実施 児童生徒の学校滞在時に震度5強以上の地震が発生した際など、下校時の安全が確認できない状況では、保護者の迎えによる下校体制をとることから、各校において引き渡し訓練を実施する。
	◎交通安全対策の実施（宇都宮市通学路交通安全プログラム）
	◎1 通学路合同点検の実施 各学校での通学路安全点検により対策が必要な箇所がある場合に、学校からの依頼により合同点検を実施する。実施後、対策が必要な箇所に応じて具体的な実施内容を検討し、対策をとる。
	○2 スクールゾーンにおける交通安全対策 小学校を中心に周囲約500メートルを範囲とした区域をスクールゾーンとして設定し、注意喚起看板や路面標示「スクールゾーン」の設置により、児童生徒の登下校時の安全確保を図る。

4つの分野を一体的に捉えて取り組む施策・事業の体系（再掲）

4つの分野を一体的に捉えることを意識しながら推進することで、バランスよく総合的な資質・能力の向上を図ります。

4つの分野を一体的に捉えた健康教育の推進

〔凡例〕

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施する事業

■新：新規事業 ■重：重点事業 ■拡：拡充事業 ■G：GIGAスクール構想に資する事業

(1) 学校の教育活動を通じた指導

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、
カリキュラム・マネジメントの確立

①教科等における指導

- ◎健康教育の各分野に関する全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実
- ◎元気アップ教育の全体指導計画に基づく指導の充実
- ◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実 ■新 ■G

(2) 家庭や地域等との連携した取組

「社会に開かれた教育課程」の重視

①専門の知識や技能をもつ人材の活用

- 講演会や出前講座の開催
- ボランティアティーチャーを招いた授業の実施
- 部活動地域指導者等の活用による部活動指導の充実 ■拡〔体力の向上のみ〕

②家庭との双方向での取組の実施

- ◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知
- ◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導
- ◎個に応じた指導 ■拡
- ◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施 ■拡 ■G

③家庭・地域等に対する啓発

- ◎デジタルを活用した取組 ■拡 ■G
- ◎たよりによる学校の取組の発信
- 健康教育に関する情報の展示

(3) 健康教育推進のための体制・環境づくり

①校内や地域学校園における推進体制の整備

- ◎全校体制による推進
- ◎地域学校園内の各担当者の連携による推進

②家庭・地域等との協力体制の推進

- ◎各種委員会の活性化
- ◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施

③指導者の資質向上

- ◎研修会の開催・参加
- ◎指導内容の共有化による指導力の向上

4つの分野を一体的に捉えて取り組む施策・事業の展開（再掲）

4つの分野を一体的に捉えた健康教育の推進

(1) 学校の教育活動を通じた指導
〔凡例〕

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立

◎：全校が実施する事業 ○：学校の実態に応じて実施

■：新規事業 ■：重点事業 □：拡充事業 G：GIGAスクール構想に資する事業

事業	①教科等における指導
目的	健康教育に関する「全体指導計画」や「年間指導計画」等を定期的に見直し、改善を図りながら、児童生徒や地域の実態に応じた適切な指導を行うことにより、自ら考え行動し、心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質・能力を育成する。
取組	◎健康教育の各分野に関する全体計画・年間指導計画に基づく指導の充実
	<p>1 健康教育の各分野に関する全体指導計画の作成・活用 学校教育活動全体の中で体力の向上、学校保健、食育、学校安全に関する指導を計画的、組織的に行えるよう全体計画を作成し、PDCAサイクルを確立して指導の充実を図る。</p> <p>2 健康教育の各分野に関する指導の年間指導計画の作成・活用 各教科等における体力の向上、学校保健、食育、安全教育に関わる内容を抽出し、学年ごとに指導計画を立て、継続的・計画的に実施する。</p> <p>※ 健康教育の各分野との関連を図った指導ができるよう計画する。</p> <p>※ 地域の人材や協力企業などを把握し、連携した指導が行えるよう、年間指導計画に位置付ける。</p>
	◎元気アップ教育の全体指導計画に基づく指導の充実
	<p>元気アップ教育の全体計画を作成し、「体力向上」「保健教育」「食育」「安全教育」の計画を一体的に捉えて、小・中学校の9年間を見通して継続的・計画的に推進するための基本的な考え方と方向性を示し、全職員が目標や指導の重点事項を共通理解し、共通実践できるようにする。</p> <p>健康教育の各分野の年間指導計画を活用し、相互の関連性や系統性を留意して、発達段階に応じた教育活動を展開するとともに、PDCAサイクルによる計画の見直しを行いながら、指導の充実を図る。</p>

取組	◎1人1台端末等を効果的に活用した指導の充実【新】【G】
	1人1台端末などのデジタルを効果的に活用し、健康教育に関する指導の充実を図る。 ※ 市教育委員会は、1人1台端末を活用した指導の好事例を各学校に紹介する。

(2) 家庭や地域等との連携した取組

「社会に開かれた教育課程」の重視

事業	①専門の知識や技能をもつ人材の活用
目的	専門性や経験に基づく講話や指導により、健康教育の各分野における課題を解決するために必要なことへの理解を深め、実践意欲を高められるようにする。
取組	○講演会や出前講座の開催 健康教育（体力の向上、学校保健、食育、学校安全）に関することをテーマとした保護者対象の講演会や保護者及び児童生徒対象の出前講座を開催する。 ※ 必要に応じて健康教育の複数の分野との関連を図る。
	○ボランティアティーチャーを招いた授業の実施 健康教育（体力の向上、学校保健、食育、学校安全）に関する学習において、ボランティアティーチャーを招いて授業を展開する。 ※ 必要に応じて健康教育の複数の分野との関連を図る。

事業	②家庭との双方向での取組の実施
目的	学校と家庭が情報を共有し、一体となって取り組むことにより、児童生徒の実態に応じ、適切な指導を行い、日常生活における望ましい生活習慣の定着を図る。
取組	◎健康診断や体力チェック、アンケート等の結果の家庭への周知 健康診断や体力チェック、アンケート等の結果を家庭に周知することにより、健康状態や運動能力、健康・食育・安全に関する意識等を把握し、健康で安全な生活を送ることができるよう働きかける。 ※ 個人への結果の通知に加え、各種たより等で市や学校の傾向を周知する。
	◎家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かした指導 家庭からの情報提供や各種調査結果の分析を生かして、児童生徒の実態に適した指導に当たる。

取組	◎個に応じた指導【 拡 】
	<p>児童生徒の現状を踏まえて、体力の向上、生活習慣病の予防、食物アレルギーへの対応、安全の確保などの観点から、学級担任や養護教諭、学校栄養士等が連携して、個別の事情に応じた相談指導を行う。</p> <p>また、「元気っ子生活習慣チェック」等を有効活用し、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p>
	◎「元気っ子生活習慣チェック」の実施【 拡 G 】
	<p>宮っ子ダイアリーに掲載している「元気っ子生活習慣チェック」のチェックシートや、各学校において独自に作成している生活習慣振り返りシート等を活用し、運動・規則正しい生活・食事・安全に関する項目をチェックすることにより、自分の生活を振り返り、より健全な生活を送ることができるようにするとともに、児童生徒の生活習慣の状況を学校と家庭の双方向で把握し、改善に向けて指導するなど、家庭との連携を図った取組を行う。</p> <p>※ 市教育委員会は「元気っ子生活習慣チェック（1人1台端末版）」を作成し、生活習慣の改善に向けて活用できるよう進めていく。</p>

事業	③家庭・地域等に対する啓発
目的	各学校における健康教育の取組を家庭や地域等に積極的に発信し、健康や安全に対する関心を高め、理解を深める。
取組	◎デジタルを活用した取組【 拡 G 】
	<p>学校デジタル連絡ツール、学校ホームページなど、デジタルを活用し各学校における健康教育に関する取組を家庭や地域等に積極的に発信する。</p> <p>※ 市教育委員会は、官公庁や関係機関等が作成したwebサイトを随時紹介し、家庭で活用できるようにする。</p>
	◎たよりによる学校の取組の発信
	<p>各種たよりを通して、学校における健康教育に関する取組等を家庭・地域等に積極的に発信する。</p>
	○健康教育に関する情報の展示
	<p>行事やイベントなど、保護者や地域の方が多く集まる機会に、健康教育の各分野に関することをテーマとした展示を行う。</p>

(3) 健康教育推進のための体制・環境づくり

事業	①校内や地域学校園における推進体制の整備
目的	健康教育を推進するための校内や地域学校園における体制を整備し、教育活動全体を通して、体系的かつ継続的な指導を行えるようにする。
取組	◎全校体制による推進
	全教職員が共通理解を図るとともに、健康教育（体力向上、学校保健、食育、学校安全）の各担当者が連携し、健康教育の各分野を一体的に捉えた取組を推進する。
	◎地域学校園内の各担当者の連携による推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学習と生活についてのアンケート」の調査結果等を参考に、地域学校園の児童生徒の実態を把握し、課題の改善を図るため、小中一貫した指導の充実を図る。 ・ 地域学校園における健康教育の各分野の担当者が連携し、指導内容の充実と効率化を図る。

事業	②家庭・地域等との協力体制の推進
目的	健康教育に関する指導の効果を高めるため、保護者や地域等との連携・協力体制を推進し、活性化を図る。
取組	◎各種委員会の活性化
	児童生徒の健康課題に適切に対応するため、学校・家庭・地域等の関係機関などが連携する学校保健委員会や学校給食委員会等を設置し、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する。
	◎魅力ある学校づくり地域協議会と連携した取組の実施
	<p>魅力ある学校づくり地域協議会と連携し、健康教育に関する児童生徒の課題解決に向けて保護者に働き掛ける取組を実施する。</p> <p>（例：講演会，出前講座，体操教室，料理教室，防災訓練 など）</p>

事業	③指導者の資質向上
目的	健康教育の各分野に関する研修会を開催・参加等を通し、教職員の指導力の向上を図る。
取組	◎研修会の開催・参加
	◎1 校内や地域学校園での研修会（専門部会）の開催 校内の教職員が共通理解を図り、質の高い指導を行えるよう、校内や地域学校園での研修会を開催する。
	◎2 市教育委員会等が開催する研修会への参加 市教育委員会等が主催する研修会（体育主任研修，養護教諭研修，学校給食研修，保健安全教育指導者研修等）に参加する。 参加者は，研修会で得たことを自校の教職員に伝達し，校内での取組に生かす。
	◎指導内容の共有化による指導力の向上
◎1 校内や地域学校園での指導内容の共有化 校内や地域学校園で健康教育の各分野に関する指導方法や資料を共有化する。	
◎2 市教育委員会等の作成する指導資料の活用 市教育委員会等で作成した健康教育の各分野に関する各指導資料を活用する。 ※ 市教育委員会作成の資料等は，P. 72，73参照	